

“標準保障額”をご存知ですか？

社長さんや役員さんに万が一の不測の事態が発生した時に起こりうることとして、

- ① 企業の経済的保障（会社の維持・存続のための資金）
- ② ご遺族の皆様の生活保障（社長・役員のご遺族のための資金）

が必要となります。

この①・②の金額を合わせた、社長や役員の方々に不測の事態が発生した場合の**経済的損失を標準保障額**と言います。

当事務所では、お客様の退職金や借入金の返済計画など、資金繰りその他の情報を十分に考慮して、標準保障額を算出します。

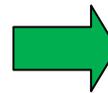
《ご依頼から御提案までの流れ》



お客様からのご依頼



標準保障額を算出



内容を確認して頂き、
標準保障額と最低
保証額を検討



現時点による標準
保障額を決定